

1 判決確定後の韓国政府の公式見解（仮訳）

「強制徴用訴訟に関する対国民政府立場発表文」

（10月30日、李洛淵（イ・ナギョン）韓国国務総理名にて発出）

- ・ 政府は、日帝強占期の強制徴用被害者に関する司法府の判断を尊重し、大法院の本日の判決に関する事項を綿密に検討する。
- ・ これを土台に、国務総理が関係部処及び民間専門家等とともに諸般の要素を総合的に考慮し、政府の対応策を講じていく。
- ・ 政府は、強制徴用被害者らが経験した苦痛について気の毒に考えており、被害者らの傷が早期に、そして最大限癒やされるように努力していく。
- ・ 政府は、韓日両国関係を未来志向的に発展させていくことを希望する。

2 原告4名が従事した場所（判決文から抜粋、仮訳）

「原告1、原告2は、（中略）旧日本製鐵の大阪製鉄所に行き、訓練工として労役に従事した。」

「原告3は、（中略）旧日本製鐵の釜石製鉄所でコークスを溶鉱炉に入れて溶鉱炉から鉄が出てくると再び釜に入れる等の労役に従事した。」

「原告4は、（中略）旧日本製鐵の八幡製鉄所で各種原料及び生産品を運送する線路の信号所に配置され、線路を切り替えるポイント操作と列車の脱線防止のためのポイントの汚染物除去等の労役に従事した」